

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年4月30日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

(不服申立書の補正)

第5条 不服申立書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付書類について調査し、不服申立書に不備な点があるときは、相当の期間を定めてその補正を命じることができる。ただし、不備な点が軽微であって事案の内容に影響のないものであるときは、人事委員会は、職権で補正することができる。

(不服申立ての受理及び却下)

第6条 人事委員会は、前条の調査を行った後、不服申立てを受理するか、又は却下するかを決定するものとする。この場合において、次に掲げる不服申立てについては、却下するものとする。

- (1) 不服申立てをすることのできない者によって行われた不服申立て
- (2) 処分に該当しないことが明らかな事項について行われた不服申立て
- (3) 法第49条の3に規定する期間の経過後に行われた不服申立て
- (4) 不服申立てをすることにつき法律上の利益がないことが明らかな不服申立人によって行われた不服申立て
- (5) 前条本文の補正命令に従った補正が行われない不服申立て
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法な不服申立てでその不備を補正することができないもの

2 不服申立書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出された場合における不服申立ての期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

第6条の次に次の1条を加える。

(受理後の却下)

第6条の2 人事委員会は、受理した不服申立てが、前条第1項後段の規定に基づき却下すべきものであったことが明らかになったときは、その不服申立てを却下するものとする。

第7条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に改め、「不服申立人」の右に「(前条の規定に基づいて却下したときは、当事者)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年5月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第27号中「第6条第1項」を「第5条」に改める。

(人事委員会事務局)